

第2章 海上交通安全施策の現況

第1節 海上交通環境の整備

1 交通安全施設等の整備

(1) 開発保全航路の整備，港湾の整備等交通安全施設 の整備

船舶航行の安全性向上等のため，平成23年度は東京湾口航路や関門航路等の開発保全航路において浚渫等を行った。

社会資本整備重点計画に基づき，平成23年度は事業費2,490億円（うち国費1,666億円）をもって港湾整備事業を実施し，その一環として海上交通の安全性の向上を図るため，防波堤，航路，泊地等の整備を行った。また，沿岸域を航行する船舶の緊急避難に対応するため，下田港等5港において避難港の整備を行った。

(2) 漁港の整備

平成19年度を初年度とする漁港漁場整備長期計画に基づき，水産物供給基盤整備事業等を実施し，外郭施設等の整備を通じて漁船の航行・係留の安全の確保を図った。

(3) 災害に強い航路標識等の整備

船舶交通の安全確保及び運航能率の向上を図るため，港湾及び航路の整備の進展や船舶交通の高速化等海上交通環境の変化に対応した航路標識の整備を実施し，平成23年度末現在で5,347基の航路標識を管理している。

平成23年度は，台風などの自然災害に伴う航路標識の倒壊や消灯等を未然に防止するため，航路標識施設の耐震補強を行うとともに商用電源を利用している航路標識にあっては，可能な限り太陽光発電等自立型電源の整備を実施した。

(4) 港湾の耐震性の強化

社会資本整備重点計画等に基づき，平成23年度は東京港等の耐震強化岸壁の整備，堺泉北港基幹的広域防災拠点の整備を行った。

港湾の技術開発についても，耐震対策等の充実強化に向けた調査研究を推進した。

(5) 漁港の耐震性の強化

地域の防災拠点となる漁港においては，災害発生後においても救援船等が利用できるよう岸壁の耐震化を推進した。

また，水産物の流通の拠点となる漁港においては，災害発生後速やかに水揚が再開できるよう，産地市場前の陸揚岸壁の耐震化を推進した。

さらに，漁港施設の耐震・耐津波強化について，東日本大震災を踏まえた検討を実施した。

(6) 港湾の保安対策の推進

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平16法31）に基づく国際埠頭施設の保安措置が的確に行われるように実施状況の確認や人材育成等の施策を行うとともに，港湾施設の出入管理の高度化やコンテナ内の核物質その他放射線物質の監視を行うメガポート・イニシアティブのパイロット・プロジェクトを進め，港湾の保安対策の強化に努めた。

2 海上交通に関する情報提供の充実

(1) ふくそう海域における船舶交通安全対策の推進

船舶交通がふくそうする東京湾，伊勢湾及び瀬戸内海並びに港内では，海上衝突予防法（昭52法62）の特別法である海上交通安全法（昭52法62）（昭47法115）又は港則法（昭23法174）に基づき特別な交通ルール等を定めている。当該海域では，海上交通センター等において航行船舶の動静を把握し，通航船舶への安全な航行に必要な情報の提供や大型船舶の航路入航間隔の調整を行うとともに，航路及びその周辺海域に常時配備している巡視船艇と連携しながら，不適切な航行をする船舶に対する指導等を行った。

また，平成22年7月1日に，海域特性に応じた新たな航法の設定や船舶の危険を防止するための航行援助の充実等を内容とする「港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律」（平成21年7月3日公

第2編 海上交通

布)が施行されたことに伴い、海上交通センター等においては、危険防止のための情報提供や勧告等を実施した。

(2)気象情報等の充実

海上交通に影響を及ぼす自然現象について、的確な実況監視を行い、適時・適切に予報・警報等を発表・伝達して、事故の防止及び被害の軽減に努めるとともに、これらの情報の内容の充実と効果的利用を図るため、第1編第1部第2章第3節7(3)で述べた施策を講じた。また、波浪や高潮の予測モデルの運用及び改善を行うとともに、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度(GMDSS)において最大限有効に利用できるよう海上予報・警報の精度向上及び内容の改善に努めたほか、主に次のことを行った。

ア 船舶に対する気象情報等の提供

(ア) 気象・海象・火山現象に関する情報の提供

気象庁船舶気象無線通報、気象庁気象無線模写通報、海上保安庁の海岸局によるナブテックス放送、NHKによるラジオの漁業気象通報等によって、海上の気象実況及び予報・警報、津波に関する海上予報・警報、火山現象に関する海上予報・警報、沿岸及び外洋波浪、海面水温、海流、海水等の実況及び予想に関する情報を提供した。

(イ) 船舶気象通報

沿岸海域を航行する船舶等の安全を図るため、全国の主要な岬の灯台等125か所において局地的な風向、風速等の観測を行い、その現況を無線電話、テレホンサービス又はインターネット・ホームページで提供する船舶気象通報を行った。

イ 気象・海象に関する知識の普及等

海難防止に関する講習会等に職員を派遣するなど、機会をとらえて気象・海象に関する知識の普及や技術指導を行った。

(3)異常気象等発生時における安全対策の強化

台風等特異気象時における海難を防止するため、海事関係者等に対し、海難防止講習会や訪船指導等あらゆる機会を通じて、気象・海象の早期把握、荒天時における早期避難等の安全指導や注意喚起を徹底した。

(4)「ふくそう海域」における航路標識等の高度化整備

船舶交通がふくそうする海域において、航路を閉塞するような大規模海難が発生した場合には、人命、財産、環境の損失といった大きな社会的ダメージを引き起こすだけでなく、海上交通を遮断し、我が国の経済活動を麻痺させる恐れがある。

このため、巨大船、危険物積載船、或いは外国船舶等が多数通航する海域においては、航行船舶の指標となる航路標識等の視認性、識別性を向上させるとともに、潮流情報等の提供の充実強化を図るなどの高度化整備を行った。

(5)航海安全情報の充実及び利便性の向上

ア 海図・水路誌等の整備

水路測量、海象観測等を実施し、航海の安全のために不可欠な航海用海図(紙海図及び航海用電子海図)及び航海参考用としての海流図、潮流図等の特殊図を刊行している。特に航海用電子海図については、画面上に自船の位置、速力、針路等の情報を表示し、警報機能を有する電子海図情報表示システムで利用されることにより、乗揚げ事故等の防止に寄与している。

また、航海用海図に表現できない航海の安全のために必要な港湾・航路、気象・海象、航路標識等の状況について詳細に記載した水路誌を刊行している。さらに、外国人が運航する船舶の海難防止対策の一環として、英語のみで表記した紙海図及び水路誌を刊行している。

平成23年度は特に、東日本大震災により被災した港湾において、水中障害物の存在、水深の変化など、広範囲にわたり主要な被災港湾の航路や岸壁付近において、精密な水路測量を集中的に行い、その調査結果を海図に反映させるとともに、被災港湾のうち主要な14港の情報を記載した「本州南・東岸水路誌追補」を臨時に刊行するなどした。

イ 水路通報、航行警報等の充実

船舶が安全な航海を行うために必要な情報や、航海用海図・水路誌等の内容を常に最新に維持するため、平成23年には約3万件の情報を水路通報及び管区水路通報としてインターネット等により提供した

ほか、航海用電子海図の更新情報を電子水路通報としてインターネット等により提供した。

また、航海中の船舶に対して緊急に周知する必要がある情報については航行警報を発出し、平成23年には約1万8千件の情報を提供するなど、海上保安庁が運用している通信施設のほか衛星通信、インターネット、ラジオ、漁業無線といった様々な媒体により幅広く情報提供を実施した。

さらに、我が国周辺海域における海流・海水等の海況を取りまとめた海洋速報等や黒潮等の海流の状況を短期的に予測した海流推測図等をインターネッ

ト等により提供しており、平成23年には約796万件の情報を提供した。

③高齢者、障害者等に対応した旅客船ターミナル等の整備

高齢者、障害者等も含めたすべての利用者が旅客船、旅客船ターミナル、係留施設等を安全かつ身体的負担の少ない方法で利用・移動できるよう、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備等を推進した。

第2節 海上交通の安全に関する知識の普及

①海難防止思想の普及

海難を防止するためには、船舶運航者を始めとする海事関係者やマリナー愛好者、さらには国民一人一人の海難防止に関する意識を高めることが重要となる。

このため、海難防止講習会や訪船指導等あらゆる機会を通じて安全運航に関する事項及び海事関係法令の遵守等について指導した。

特に平成23年7月16日から31日までの間、「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」「小型船の安全対策」を重点事項に掲げて官民一体となって「全国海難防止強調運動」を全国一斉に実施したほか、霧などの気象条件や海難の発生傾向など地域や各種船舶の特性を考慮した地方レベルの「地方海難防止強調運動」を展開し、海事関係者に限らず広く国民全般に対して海難防止を呼びかけ、海難防止思想の普及及び高揚並びに海難防止に関する知識の習得及び向上を図った。

る知識の習得及び向上を図った。

②外国船舶に対する情報提供等

外国船舶の海難を防止するため、我が国周辺の地理や気象・海象の特性等に不案内な外国船舶に対し、訪船やホームページを活用するなどして、ふくそう海域における航法や航路標識の設置状況等の航行安全に必要な情報等について周知するとともに航行安全指導を実施した。

特に、海域特性に応じた新たな航法の設定や船舶の危険防止のための航行援助の充実等を内容とする「港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律」の施行（平成22年7月1日）に際しては、日本語のみならず英語・中国語・韓国語・ロシア語による新たな制度を記したパンフレットの配布及びホームページへの掲載を行い、広く周知・指導を図った。

第3節 船舶の安全な運航の確保

①船舶の運航管理等の充実

(1)運輸安全マネジメント評価の推進

平成18年10月より導入した「運輸安全マネジメント制度」により、事業者が経営トップから現場まで一丸となって安全管理体制を構築し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価を23年12

月末までに延べ3,225社に対して実施した。

(2)旅客船事業者等に対する指導監督の充実強化

適切な船舶の運航管理の強化や船員の労働環境の整備等を通じた航行の安全を確保するため、全国の地方運輸局等に配置された運航労務監理官は旅客船・貨物船等を対象として、海上運送法（昭24法